

2021年11月10日

株 主 各 位

高松市亀井町5番地の1
株式会社 百十四銀行
取締役頭取 綾田裕次郎

中間配当に関する取締役会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2021年11月9日開催の当行取締役会において決議いたしました第153期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の中間配当金の支払いについて、下記のとおりご通知申し上げます。

敬具

記

当行定款第39条の規定に基づき、2021年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

- | | |
|--------------------|-------------|
| 1. 中 間 配 当 金 | 1株につき 30円 |
| 2. 効力発生日ならびに支払い開始日 | 2021年12月10日 |

以 上

.....

中間配当金のお支払いについて

中間配当金計算書等は、きたる12月9日にお届出ご住所あてお送り申しあげる予定でございます。